

- ・避難情報に関するガイドライン(内閣府:令和3年5月)、タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(国土交通省:平成28年8月)を参考に作成。
- ・時間経過や対応項目については想定で記載しており、実際の気象経過等を踏まえた対応が必要。
- ・本タイムラインに基づき発令する避難情報の地域は、埼玉県が令和2年5月に公表した「利根川水系中川流域 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」の範囲に基づく。

